

(1) 商工行政①中小企業振興策について

日本経済は、長い低迷に陥っています。

しかし、一部の大企業は、日本経済に君臨し、資本金10億円以上の企業数は、0・2%ですが、売上高は542兆円で40%を占めるなど、巨大な地位を誇っています。

多国籍化した巨大企業は、マーケットの確保と低賃金を求めてアジアに進出し、日本産業の空洞化を進め、アジアの人件費水準を国内労働者に求め、派遣労働の全面的な解禁と、下請の単価たたきを行って来ました。

そのもとで、中小企業が一層の苦境に立たされています。日本の企業の99・7%にのぼる中小企業に対し、きめ細やかで実益の及ぶ支援策を実現することは、持続可能な地域経済の発展に不可欠です。全国の運動に押され、民主党政権は、2010年6月18日、中小企業憲章を閣議決定しました。以来2年間が経過しましたが、未だ憲章をよりどころとした政策展開は、ありません。政府に対し、中小企業政策を柱に据えた経済政策の具体化と中小企業支援予算の抜本的増額を強く求めて下さい。

また、中小業者に壊滅的な打撃を与える消費税増税を行わないよう、政府に緊急要望を行うことを求めるものです。

次に、福山市が中小業者の支援策を強化することを求めるものです。

融資制度の貸付条件に税の完納条件を撤廃すること、福山市の無担保無保証人融資制度を創設することを求めるものですが、それぞれについてのご所見をお示してください。

②住宅リフォーム助成制度について

いま、全国では、中小企業を中心に据えた地域活性化策の一つとして、住宅リフォーム助成制度が展開され、39府県1328自治体に広がっています。

広島県では、すでに三次、庄原、廿日市、江田島市などが展開してきましたが、県制度である「子育て・高齢者等安心住宅リフォーム普及事業」を活用し、尾道、大竹、安芸高田市、海田、北広島、大崎上島町が、新たな取り組みを始めました。

福山市は、住宅リフォーム助成制度の経済波及効果や地域活性化に及ぼす影響を、どのように認識しているのか、ご所見をお示しく
ださい。

また、福山市も県の「子育て・高齢者等安心住宅リフォーム普及事業」を活用し、独自の上乗せを行い、一般家庭も対象とした住宅リフォーム助成制度を創設することを求めるものです。

以上、それぞれについてのご所見をお示しくください。

(2) 農林行政について

都市部の農業は、住民にとって、新鮮な食糧・農産物を消費者の食卓に供給する最も身近な存在です。また、緑の環境や酸素の供給、自然に触れ合う憩いの場、防災機能等、都市生活に欠かせない多面的な役割も果たしています。ところが今、「農産物の価格は値下がりする一方なのに、固定資産税の負担が重くて、農業が続けられない」という声が多々聞かれます。とりわけ、この4月の納税通知書を見た市民から、「ついに、農地の方が宅地よりも高い固定資産税になった」「農業を続けることに意義があると、給料やボーナスをつぎ込んで、頑張ってきたが、なんぼにも、もうやれん。農地を売り払うしかない」と怒りの声が上がっています。

市中心部の人口は、むしろ減少に向かい、農地の転用需要も弱まり、住宅も過剰供給となっている今、住宅地への転用を誘導する都市計画については、見直すとともに、農地を保全するため、固定資産税を引き下げることが必要ではないでしょうか。以下の点についてお答えください。

① 市街化区域内農地や農業の意義について、認識をお示しく下さい。

② 市街化区域内と市街化調整区域内の農地の固定資産税を比較すると、市街化区域内農地は、約200倍も高くなる例があります。このような格差が大きい現状を、どのように認識しているのかお示しく下さい。

③ 福山市が課税自主権を発揮し、農地の固定資産税を引き下げる条例を制定すること。

以上について、お答えください。

(3) 教育行政について

今年度は、昨年的小学校に続き、中学校でも改訂学習指導要領の全面実施となりました。

改訂学習指導要領の授業内容は、小学校一年生から、量が増えるとともに、ますます難しい内容となっています。

例えば、小学校2年生の算数では、旧指導要領では3年生の単元であった「体積の単位。ミリリットル、デシリットル、リットル」「時間の単位、日、時、分」「正方形、長方形、直角三角形」「箱の形」がおろされています。

また、小学校3年生の理科では、「風やゴムの働き」「物と重さ」「身近な自然の観察」が新規項目として加えられるなど、5単元から8単元へと1・6倍増加させています。

ところが、授業時数は70時間から90時間へと約1・29倍しか増えていません。時間内に修めようとすれば、詰め込みにならざるを得ません。

子どもたちには過大な負担となり、ついてゆける子、行けない子の格差が生まれます。

ここに「習熟度別学習」を押し付け、出来る子には「活用力」を、出来ない子には最低限の歯止めとしての「重点指導事項例」の反復練習という政策を進めています。

詰め込み強化の本質は、一部のエリートづくりにあり、その結果として「出来ない子」が大量に生み出されても仕方はないという、およそ教育とは無縁の考え方と言わざるを得ません。

これでは、低学年からの学校嫌い、勉強嫌いをつくりだし、先生の精神的な苦勞も増加することとなります。

また、改訂指導要領には、その他に、道徳教育の異常な強化による「規範意識」や「愛国心」の押し付け等、多くの問題をはらんでいます。

父母、国民は、子ども達に「豊かな学力をつけて欲しい」「人間として健やかに育ててほしい」と願っています。

子どもの発達段階に則し、教科の系統性を踏まえた教育内容を、ゆっくり、豊かに展開し、どの子どもわかる喜びで、瞳輝く学校教育に再生するために、改訂指導要領の撤回を文部科学省に求めて下さい。

また、市の教育現場への押し付けを排し、子ども達の実態から出発した教育課程づくりを進めることを求めるものです。

ご所見をお示しください。

新学期が始まって、二か月余ですが、教育現場はますます多忙化し、病休者が次々出るなど、「異常事態」との声が上がっています。

○ 新採用されたばかりなのに、「心も体も壊れそう」と悲鳴が上がっている。

○ 仕事一切の持ち出しが禁止されているので、毎日午後11時を過ぎて帰宅している。金曜日は、午前0時を過ぎて帰宅する。

○ 補助簿や週案などの作成は、とても勤務時間内に仕上げられる量ではない。特に特別支援学級の多さは非常識である。

○ 「小中一貫教育」に関わる校区の会議や生徒指導の校区研修会が時間外に設定されている。

○ 「開かれた学校」ということで、地域と共催する行事が増えたが、全て「ボランティア」勤務ということで片づけられ、回復措置は取られない。等など、現場の声を聞いたところであります。

そこで、質問をいたします。

1、 新年度、各学校で起きている「勤務実態」をどのように認識しているのか。

2、 報告事項や起案書づくりなどの書き込み仕事を精選して減らすなど、具体的な仕事量の削減を行うこと。

3、 入校・退校記録を、毎月、市教育委員会が責任を持って集約し、必要に応じて調査・指導を行い、実行ある改善を行うこと。

4、 教育現場に新たな多忙化をもたらしている「小中一貫教育」は、撤回すること。

5、 県教育委員会に対し、教職員集団を分断し、いっそうのストレスをもたらす「職員のやる気と成果にこたえる給与制度」を撤回すること。

6、 以下の教育条件整備を急ぐこと。

① 市長公約の35人学級を早急に実現し、国に対しては、小中高全てに学年で30人学級を実現するよう強く求めること。

② 教員一人に一台のパソコンを整備すること。

③ 普通教室へ空調を設置すること。

以上、それぞれについて、お答えください。

村井議員の質問にお答えします。

はじめに、中小企業振興策への基本認識についてであります。

本市においては、昨年10月に、国に対し実効性のある中小企業対策を直接要望したところであり、現在、国においては、厳しい経済情勢を受け、各種中小企業支援策を展開されているところであります。

次に、融資制度の貸付条件における市税の完納条件についてであります。

税の負担の公平性、自主財源の確保の点から、申込条件としているものであり、完納されていない方につきましては納税証明書の提出を求める中で認定書を発行して対応しております。

次に、福山市の無担保無保証人融資制度の創設についてであります。

本紙の融資制度は、基本的に国・県制度の補完として位置付け、広島県信用保証協会の保証をつけるなかで、運用しております。

当協会保証制度の中には、無担保無保証人制度もあり、今後とも適正かつ積極的な活用が図られるよう、迅速な制度の周知を求めてまいります。

引き続き各種補助制度や融資制度を通じて、中小企業の支援に取り組んでまいります。

次に、住宅リフォーム助成制度についてであります。

本市におきましては、住宅改修に対する既存の助成制度などがあり、新たな制度を創設することは考えておりません。

なお、既存制度の活用により、地域活性化に寄与しているものと考えております。

次に、市街化区域内農地や農業の意義についてであります。

市街化区域の農地は、多様な農産物の供給のほか、緑豊かな環境の保全や農業体験、防災空間としての機能が期待されております。

次に市街化区域内と市街化調整区域内の農地の固定資産税の格差についてであります。

固定資産税における農地の評価は、地方税法の規定により、評価の方法が定められております。

市街化区域内の農地は、宅地としての潜在価値を有していることから、宅地並み評価をすることとされておりますので、価格差は大きくなります。

次に、市街化区域内の農地の固定資産税を引き下げる条例の制定についてであります。市街化区域内の農地の固定資産税を引き下げる条例を制定することは、困難であります。

教育行政についてであります。

はじめに、学習指導要領についてであります。

新学習指導用要領では、「生きる力」を育むことをめざしており、今後も、知・特・体のバランスのとれた子どもを育成するための取り組みを着実に実施してまいります。

各学校においては、学習指導要領をはじめ、関係法令に基づき、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて適切に教育課程を編成・実施しているところです。

次に教職員の健康管理と多忙化解消についてであります。

勤務実態につきましては、年度始めは、一年間のうちでも業務労が多くなる傾向にあります。

これまでは、年度初めに手書きで作成していた新入生の指導要録・学籍の記録のデジタル化や書類の押印に省略等を行い、業務量の削減に努めてまいりました。

教職員の健康管理につきましては、校長が、入校・退校時刻の記録を参考に、面談や保健管理医への受診指導等を行っており、必要に応じて学校からの報告を求め、指導しております。

小中一貫教育につきましては、3年後の全面実施に向け、学校教育ビジョンⅢの取り組みにおいて残された学力や暴力行為等の課題を解消し、子どもたちに「変化の激しい社会をたくましく生きる力」を育むために取り組んでまいります。

「職員のやる気と成果に応える給与制度」につきましては、職員の頑張りや努力をプラス評価する制度であり、職員の意欲を高め、人材育成につなげてまいりたいと考えております。

次に、教育条件整備についてであります。

35人学級については、国に対して、全国都市教育長協議会、中核市教育長会等を通じ、引き続き、早期実現を強く要望してまいります。

教職員のパソコン整備につきましては、2009年度（平成21年度）に、教員1人1台のパソコンを整備いたしました。

老朽化した機器につきましては、今年度から計画的に更新していくこととしております。

普通教室への空調設置につきましては、児童・生徒の健康面を考慮し、扇風機を設置しております。

引き続き、グリーンカーテンなどの自然を利用した暑さ対策とともに、きめ細やかな健康観察や保健指導を行うことにより、児童・生徒の健康管理に努めてまいります。